

令和6年度 墨田区学童クラブ利用申込みのご案内

利用申請は年度ごとに必要です。
現在利用されている方でも、新年度以降の利用を希望する場合は、
改めて申請が必要です。

学童クラブとは

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後等における遊びと生活を支援し、健全育成を行う場所です。

利用できる条件

次の1～3のいずれかに該当する児童が対象となります。

- 1 区内にある小学校の1年生から3年生までの児童
- 2 区外の小学校の1年生から3年生までに在籍し区内に住所のある児童
- 3 その他特に必要があると認める児童
 - (1) 区内の特別支援学校に在籍している1年生から6年生までの児童
 - (2) 区外の特別支援学校に在籍し区内に住所のある1年生から6年生までの児童
 - (3) 区内にある小学校の4年生から6年生までの児童、または、区外の小学校の4年生から6年生までに在籍し区内に住所のある児童で、①～③のいずれかに該当する児童
 - ① 特別支援学級に在籍している児童
 - ② 身体障害者手帳、愛の手帳または精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)を保持する児童
 - ③ 学童クラブに通う必要があることを証明できる児童
(③は、児童相談所等からの意見書が必要です。)
 - (4) 区内にある小学校または特別支援学校の児童で、看護師等による医療的ケアを必要とする児童
 - (5) 区外の小学校または特別支援学校に在籍し区内に住所のある児童で、看護師等による医療的ケアを必要とする児童

※3(1)、(2)、(3)①～②に該当する場合は、墨田区学童クラブ利用審査会設置要綱に基づき利用の審査を行います。また、各学童クラブにおいて、集団生活の観点から受入人数に上限があります。

※(4)、(5)に該当する場合は、墨田区学童クラブ医療的ケア児利用審査会設置要綱に基づき利用の審査を行います。また、集団生活の観点から受入人数に上限があります。

※保護者が平日(週1日以上)の午後1時～午後6時に就労等を行っていることが必要となります。

受付期間

令和5年11月13日(月)～令和5年12月15日(金)

(1)新規利用の方は、面談を行います。

(2)令和5年12月16日～令和6年2月29日は二次受付期間となります。令和6年2月29日以降についても

随時受付を行います。一次受付期間(11月13日～12月15日)の申請で定員を満たした場合は、4月1日からの利用はできず、待機となります。

利用期間 令和6年4月1日～令和7年3月31日

決定通知

利用の可否は書類選考のうえ決定し、令和6年2月中旬に通知書を郵送します。
二次受付分については、令和6年3月中旬に通知書を発送します。

申請先

令和6年度入会分の申請より、パソコン、スマートフォン等による電子申請フォームからの申請となります。下記のQRコードから申請を行ってください。

※電子申請の方法等について、区ホームページで入力マニュアルを公開していますので、参照しながら申請してください。

【一次受付専用フォーム】 【二次受付専用フォーム】



申請にあたっての注意事項

- (1) 定員を超えて申請があった場合には、希望する学童クラブを利用できないことがあります。
- (2) 墨田区学童クラブ条例及び同施行規則に基づき、指数(点数)計算により利用の可否を決定します。
11月13日～12月15日の受付は先着順ではありません。
- (3) 新規利用の方で児童の心身に障害がある場合などは、各担当児童館等でご相談ください。
- (4) 育成を行ううえで必要な場合は、保護者の了承を得て、在籍していた保育園等に在籍時の状況を確認する場合があります。
- (5) 書類に不備がある場合は、受付できません。期間内に必要書類を提出出来ない場合は、一斉受付の審査対象外になりますので、お早めに申請書類をご準備ください。
- (6) 申請期間後半は大変混み合いますので、お早めにお申込みください。

育成日及び育成時間

- (1) 育成日：月曜日～金曜日{祝日・年末年始(12月29日～1月3日)を除く}
- (2) 育成時間：授業日は授業終了後～午後6時
学校休業日(夏休み等)は午前8時半～午後6時

延長育成及び土曜育成について

一部の学童クラブでは、上記育成日及び育成時間の延長として、夜間延長(～午後7時)及び土曜育成を、学校休業日においては早朝延長(午前8時～)を実施します。

※早朝延長、夜間延長及び土曜育成を利用する場合は、別途料金がかかります。

※夜間延長を利用する場合は、保護者のお迎えが必要です。

※土曜育成のみを利用することはできません。

特別な支援が必要なお子様の受入れについて

墨田区学童クラブ利用審査会設置要綱第3条第2項に基づき、お子様の状況等を総合的に判断し、学童クラブ利用の可否を審査します。

＜審査基準＞

- (1) 心身の健康状態が安定していること。
- (2) 集団生活に支障をきたさないこと。
- (3) 指導員とのコミュニケーションがとれること。
- (4) 自力通所(保護者等の援助含む。)が可能なこと。
- (5) 受け入れ施設に支障がないこと。

(学童クラブにより、広さ・トイレ設備等が異なりますので、申請前に担当児童館へご確認ください。)

看護や療育の専門職員はいないので、事前にかかりつけ医等と学童クラブ生活についてご相談ください。

また、施設の規模や、障害等のあるお子様が複数在籍している場合、定員に空きがあっても希望のクラブに入室できない場合があります。

なお、心身に障害または発達に遅れがあるお子様を対象に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進を行う障害児通所支援施設「放課後等デイサービス」があります。

ご利用に際しては、療育が必要であることの確認・判定が必要になります。判定後、通所受給者証の発行を受けた方がご利用いただけます。

※事業所との利用契約は各自で行っていただきます。

詳しくは、障害者福祉課事業者係(電話:03-5608-6578)にお問い合わせください

医療的ケアが必要なお子様の受入れについて

看護師等による医療的ケアが必要なお子様は、次の学童クラブで受け入れます。

八広児童館学童クラブ(八広2-38-14)

外手児童館学童クラブ(本所2-6-9)

八広はなみずき児童館学童クラブ(八広4-27-8)

墨田区学童クラブ医療的ケア児利用審査会設置要綱第4条第2項に基づき、お子様の状況等を総合的に勘案し、学童クラブ利用の可否を審査します。

＜審査基準＞

- (1) 心身の健康状態が安定していること。
- (2) 集団生活に支障をきたさないこと。
- (3) 指導員とのコミュニケーションがとれること。
- (4) 自力通所(保護者等の援助含む。)が可能なこと。
- (5) 受け入れ施設に支障がないこと。

学童クラブにより広さやトイレ設備等が異なりますので、必ず申請前に見学等を行い、ご確認ください。

療育の専門職員はいないので、事前にかかりつけ医と学童クラブ生活についてご相談ください。

施設の規模や、医療的ケアを必要とするお子様が複数在籍している場合、定員に空きがあっても入室できない場合があります。

なお、心身に障害または発達に遅れがあるお子様を対象に、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進を行う障害児通所支援施設「放課後等デイサービス」があります。

ご利用に際しては、療育が必要であることの確認・判定が必要になります。判定後、通所受給者証の発行を受けた方がご

利用いただけます。

※事業所との利用契約は各自で行っていただきます。

詳しくは、障害者福祉課事業者係(電話:03-5608-6578)にお問い合わせください。

費用(育成料)

育成日	通常育成時間	育成料(月額)	延長育成時間	延長育成料(月額)
月曜日～ 金曜日	授業終了後～午後6時 *学校休業日は 午前8時半～午後6時	通常育成料	早朝(学校休業日のみ) 午前8時～午前8時半	500円 減額後の金額 (250円)
		4,500円 減額後の金額 (2,250円)	夜間 午後6時～午後7時	1,000円 減額後の金額 (500円)
土曜日	授業終了後～午後7時 *学校休業日は 午前8時～午後7時	土曜育成料		
		1,500円 減額後の金額 (750円)		

※月の途中で、利用開始や利用辞退をした場合も、1か月分の育成料がかかります。

支払方法

- (1)支払方法は、口座振替となります。利用承認後、口座振替依頼書により手続きをお願いします。
- (2)口座振替日は毎月月末です。(月末が土・日・祝日の場合は、翌営業日です。)
- (3)口座振替による支払手続きが完了するまでは、墨田区子育て政策課がお送りする「納入通知書」により、金融機関の窓口でお支払をお願いします。 ※コンビニ収納・ネットバンキングは対応していません。

前年度以前の学童クラブ利用者で、育成料の未納がある方(特に3か月以上の滞納がある場合)は、学童クラブの利用優先順位が下がりますので、申請時までには納付してください。納付が難しい場合は、墨田区子育て政策課子育て政策担当にご相談ください。

育成料の減額・免除について

1 育成料の減額・免除を受けられる方、必要な証明書類等

対象者	育成料	証明書類等	交付時期	交付場所
生活保護の方	免除	生活保護の受給証明書の原本	利用承認決定後 または生活保護開始後	生活福祉課 (区役所3階)
住民税非課税の方	半額	住民税非課税証明書の原本 (令和6年度)	令和6年6月上旬ごろ	税務課 (区役所2階) 出張所
就学援助等受給の方		就学援助認定通知書(就学奨励費 決定通知書)の写し(令和6年度)	令和6年7月上旬ごろ	学務課 (区役所11階) から郵送
兄弟姉妹が2人以上 同時に利用する方		証明書類は必要ありませんが、減額・免除申請書をご提出ください (2人目以降のみ減額になります)		

★「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律により支援給付受給世帯の方」も免除になります。手続きについては区役所の子育て政策課子育て政策担当にお問い合わせください。

2 申請方法・時期

『学童クラブ育成料減免・免除申請書』に上記書類等を添付し、各学童クラブまたは区役所4階の子育て政策課子育て政策担当に提出してください。

※利用承認後の手続きとなります。利用申請時に提出しないでください。

※年度ごとの申請が必要になりますので、ご注意ください。

*** 減額・免除の申請期限は令和7年3月31日までです ***

3 減額・免除の決定、育成料の返還について

提出された書類等を審査し、減額・免除を決定いたします。結果については、区役所から郵送により通知します。

減額・免除の決定にともない、納付済みの育成料に返還が生じた場合は、郵送により返還の手続きについて案内いたします。

利用申請に必要なもの

- 1 在職証明書、就労状況申出書等【表1参照、3か月以内に発行されたもの】
- 2 その他の書類（該当する場合に提出）【表2参照、原則3か月以内に発行されたもの】

【表1】 父、母、その他の保護者それぞれの証明書・申告書が必要になります。（3か月以内に発行されたもの）

保護者等の状況	必要なもの
就労(外勤) ※雇用されている方 (配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・在職証明書(複数終了がある場合はすべてご提出ください。) ・不規則勤務等の方は直近3か月以内のうちの<u>1か月分</u>の勤務実績等 ・就労予定の場合は勤務予定表
就労(自営・内職) ※自営業・事業主・フリーランス等 ※配偶者・父母・祖父母・兄弟姉妹が経営する会社に勤めている場合を含む	<ul style="list-style-type: none"> ・就労状況申告書(在職証明書と書式は同一です。) ・会社の運営または業務の実態が確認できる書類(保護者の双方が同一の会社等の場合は添付1枚で可) (例)開業届・営業許可証・事務所等の賃貸借契約書・仕入れ伝票・パンフレットやホームページ等 ※締切日までに会社の運営を確認できる書類が到達しない場合は、指数15の扱いとなります。 ・不規則勤務等の方は直近3か月以内のうちの<u>1か月分</u>の勤務実績等 ・就労予定の場合は勤務予定表
就学・技能習得	在学証明書または入学許可証 (在学期間の記載があるもの)
出産	母子手帳(分娩予定日の記載があるページ)
疾病(入院)	入院証明書または診断書 (入院期間の記載があるもの)
疾病(居宅内)	診断書 (療養期間の記載があり、児童の育成が困難であるとわかるもの)
心身障害	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、または診断書(診断書は療養期間の記載があり、児童の育成が困難であることがわかるもの)
介護・看護	介護保険被保険者証、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、愛の手帳、または診断書(診断書は介護・看護の必要性が分かるもの)

※在職証明書は所定の書式でご提出ください。やむを得ない理由により所定の書式で提出が出来ない場合は、申請前に子育て政策課子育て政策担当にご相談ください

【表2】

その他(該当する場合)	提出書類
転居	住宅賃貸契約書・売買契約書(転居先住所、転居予定日、入居者氏名の記載があるページ。金額等は塗りつぶしで構いません。)または申立書
ひとり親 (いずれか一点)	児童扶養手当証書、ひとり親家庭等医療費助成制度医療証(㊟) ※医療証は有効期限内のものを提出してください。 ※乳幼児医療助成制度(㊤)、義務教育就学児医療費の助成(㊦)は、ひとり親の確認資料ではありません。 児童育成手当認定通知書(初回のみ。2回目以降は現況結果のお知らせ)、児童育成手当受給証明書 戸籍の全部事項証明書(戸籍謄本)、離婚届受理証明書等のひとり親が証明できる書類 ※住民票は、ひとり親の確認資料ではありません。
離婚調停・協議中	家庭裁判所の調停期日通知書、弁護士による証明書等の離婚調停中または協議中であることが証明できる書類
障害のある児童	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳(1級または2級)
看護師等による医療的ケアが必要な児童 ※医療的ケアが必要だが、自分で処置できるお子様は提出する必要はありません。	・墨田区学童クラブにおける医療的ケア児受入支援事業利用申請書 ・主治医意見書 ・医療的ケア指示書 ・医療的ケア実施に関する同意書 ・身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳(所持している場合)

夜間就労を含む不規則時間勤務の計算について

不規則時間勤務の場合は、直近 3 か月以内のうち 1 か月分の勤務実績表(就労予定の場合は勤務予定表)をもとに、月初から起算した平日 20 日間の勤務日数を 4 で割った数を平日勤務日数とし、午後 1 時から午後 6 時までの勤務時間を計算します。

このうち、夜間就労を含む不規則時間勤務の計算方法は以下のとおりです。

- (1) 午後9時から翌午前6時までのうち5時間以上就労している場合、夜間就労とします。
- (2) 午後9時から午前0時までの就労時間を当日就労、午前0時から午前6時までの就労時間を翌日就労として指数を計算します。
- (3) 午後1時から午後6時までの就労がある場合は夜間の就労時間と合算します。

なお、1回の勤務の合計時間が

- ① 10時間以上の場合は、当日午後6時以前と午後9時から午前0時を当日就労、午前0時から午前6時の勤務時間を翌日就労として計算します。
- ② 10時間未満の場合は、当日午後6時以前を当日就労、午前0時から午前6時の勤務時間を翌日就労として計算します。

また、(2)により就労時間を割り振った平日は勤務日として計算します。

学童クラブに関するよくある質問

※電子申請に関する説明は「学童クラブ電子申請入力マニュアル」を別途作成しておりますので、そちらを参照ください。

【利用申請について】

Q 育児休業中ですが、学童クラブに利用申請できますか。

A 育児休業中は学童クラブを利用できません。ただし、学童クラブ利用開始月の翌月1日までに復職予定の場合は、利用申請ができます。

Q 産前・産後休暇中ですが、学童クラブに利用申請できますか。

A 出産予定月を中心に前後2か月の計5か月間は、出産を要件に、学童クラブを利用できます。

Q 求職中の場合は、学童クラブに利用申請できますか。

A 求職活動を要件に、利用申請することはできません。ただし、学童クラブ利用開始月の翌月1日までに就労開始する場合は、採用予定と記載された在職証明書等の提出で利用申請ができます。

Q アレルギーのある子どもは、学童クラブを利用できますか。

A アレルギーがある場合も、学童クラブを利用できます。アレルギーの有無により、利用の可否または利用優先順位が変わることはありませんので、申込時に必ずご相談ください。ただし、看護師等はいないので医療行為はできません。事前にかかりつけ医等と学童クラブ生活についてご相談ください。

Q 現在、区外に住んでおり、墨田区へ転入予定ですが、学童クラブの利用申請はできますか。

A 申請時に、賃貸借契約書又は売買契約書で転入先の墨田区内の住所が確認できれば、申請できます。

【選考について】

Q 第3希望まで記入した方が、学童クラブの利用優先順位が上がりますか。

A 希望する学童クラブ数は優先順位に関係ありません。ただし第1希望に入れなかった場合、第2希望や第3希望に空きがあれば入室出来る可能性があります。

Q 希望順位は選考に影響しますか。

A 同じ学童クラブを第1希望としている方と第2・第3希望としている方がいる場合、指数に関係なく、第1希望としている方が優先されます。

なお、延長育成及び土曜育成を実施している学童クラブは、例年、第1希望とする方が多い傾向にありますので、就労状況等を鑑み、申請してください。

Q 土曜勤務調整の指数はどのように計算されますか。

A 土曜育成を実施している学童クラブの希望の有無によって土曜勤務調整の加算が変わります。具体的には下記の表のとおりです。

例	Aさんの場合(土曜勤務調整該当)		
	学童クラブの実施状況	指数	計算例(基準指数65点の場合)
第1希望	延長・土曜育成あり	加点あり	65+5=70点
第2希望	延長・土曜育成なし	加点なし	65+0=65点
第3希望	延長・土曜育成あり	加点あり	65+5=70点

Q 通勤時間は指数に関係しますか。

A 指数には関係しませんが、同一指数の方の中で優先順位をつける際に参考にします。詳しくは、学童クラブ利用選考基準の「3 優先順位の判定方法」をご確認ください。通勤時間はインターネット等で確認させていただく場合があります。

Q 「学童クラブ利用保留通知」が届き、待機児童となった場合はどうすれば良いですか。

A 第1希望の学童クラブの定員が空き次第、その時点において指数(点数)の高い方から順番にお声かけいたします。

また、各児童館では待機児童対策として「ランドセル預かり」事業を行っています。「ランドセル預かり」事業とは、小学校から直接児童館に来館して、帰宅時間(最長18時)まで児童館内で過ごすことができる事業です。児童館ごとに定員がありますので、ご了承ください。

【その他】

Q 学童クラブの出席日数に決まりはありますか。欠席が多い場合はどうなりますか。

A 月の出席日数/月の育成日数で算出されたお子さんの出席率が20%未満の場合で、欠席の理由が病気・障害児通所支援事業の利用等のやむを得ない場合を除き、次の1ヶ月も同様の出席率のときは利用辞退の勧告をします。

Q 学童クラブ以外に放課後の子どもの居場所がありますか。

A 児童館に自由来館していただくほか、放課後の学校施設を活用した「放課後子ども教室」という事業があります。(各校の実施状況は右図二次元バーコード参照)

実施の有無や実施日、事業の内容は小学校ごとに異なりますので、詳しくは地域教育支援課地域教育支援担当(電話:03-5608-6311)にお問い合わせください。



私立学童クラブ

区内には7つの学童クラブがあります。募集時期・利用料金等は各学童クラブにより異なりますので、各学童クラブに直接お問い合わせください。

学童クラブ名	定員	所在地	電話番号
興望館学童クラブ	70名	京島1-11-6	03-3611-1880
興望館学童クラブ分室	20名	京島1-11-6	03-3611-1880
本所賀川記念館学童クラブ	55名	東駒形4-6-2	03-3622-7811
共愛館学童クラブ	30名	押上3-53-6	03-3617-4460
墨田みどり学童クラブ	30名	亀沢3-7-11	03-3624-5650
タムス学童クラブ墨田	40名	亀沢3-24-1	03-6658-5973
クローバー学童クラブ	40名	八広1-16-22	03-6657-1622

フレンズみどり

緑小学校の施設内では「フレンズみどり」という緑小学校に在籍の児童を対象にした放課後支援事業を行っています。育成方法や利用料金等、学童クラブとは異なりますので募集内容をよく読み、申請してください。

なお、学童クラブとの併願は出来ませんのでご注意ください。

【募集内容、申請書類等の配布及び申請場所】

立川児童館(立川1-5-2) [9:00~19:00]

フレンズみどり(緑2-11-5 緑小学校分室4階)[17:00~19:00]

※フレンズみどりの申請は書類提出となります(電子申請ではありません。)

【一斉受付期間】

令和5年11月13日(月)~令和5年12月15日(金)

【その他】

放課後子ども教室「みどりっ子クラブ」がお休みの場合、「フレンズみどり」は実施出来ないことがあります。

【問い合わせ先】

フレンズみどり(携帯) 070-5374-6468 立川児童館 03-3633-2874

墨田区子ども・子育て支援部子育て政策課 03-5608-6195

お知らせ

◎児童館、コミュニティ会館の大規模修繕工事について

以下の児童館、コミュニティ会館では、大規模修繕工事を予定しています。学童クラブにおいては、工事期間中は代替場所での育成となります。ご利用の皆様にはご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力くださいますようお願いいたします。

なお、期間については、工事の進捗状況等により変更になる場合がありますので、併せてご承知おきください。

○立花児童館大規模修繕工事

時期: 令和6年9月以降

代替場所: 調整中

※代替場所につきましては、決定後、立花児童館学童クラブをとおしてご案内いたします。

○横川コミュニティ会館大規模修繕工事

時期: 令和6年11月~令和7年2月(予定)

代替場所: 調整中

※工事時期、代替場所につきましては、決定後改めてご案内いたします。

★学童クラブ入会後は以下のことをお守りください★

- ① 欠席・早退の場合には、必ず学童クラブに連絡してください。
- ② 帰宅経路は、必ずお子さんと確認をしておいてください。
- ③ 学校給食のない日や学校休業日は、昼食を持たせてください。
- ④ 持ち物には必ず名前を書いてください。
- ⑤ お金やゲームなどの必要ないものは持たせないでください。
- ⑥ 新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、その他感染症、台風等の天災などにより学級閉鎖や臨時休校の際は、安全確保のため自宅で過ごされますようご協力ください。
- ⑦ 学童クラブを辞める場合、辞める前月末日までに辞退届を学童クラブに提出してください。併せて辞めたことについて学校に伝えてください。

※その他、学童クラブごとに利用方法等のお願いがありますので、入会前の説明会等でよく確認してから学童クラブを利用してください。

【延長・土曜育成を利用する方へ】

新たに利用開始する場合は利用開始日の前日までに、利用を辞める場合は利用を辞める月の前月末日までに「学童クラブ(延長育成・土曜育成)変更申請書」を提出してください。

※期日を過ぎると利用がなくても育成料がかかりますので、ご注意ください。(P3参照)